



多文化共生推進に向けた取組み概要 2026

太田市おた未来戦略部国際課

I 外国人市民の現状

外国人市民の人口推移の状況

平成2年の出入国管理及び難民認定法(入管法)改正以降増加傾向であったが、平成21年度から景気低迷などの社会的要因によって減少後、再び増加傾向に転じ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により再び減少、入国制限緩和により再び増加傾向に転じた。令和8年3月末時点で16,978人に上り、市人口の約7.65%に当たる。在留資格別では永住者等の身分・地位に基づく在留資格者（活動制限なし）が外国人住民数の約5割である。

☑ 多文化共生とは・・・

総務省における「多文化共生」とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています。

☑ 【資料1】外国人住民登録者数の推移

(年度末現在)

	R3	R4	R5	R6	R7	(R7 前年比)
ブラジル	3,095	3255	3,498	3,669	3,797	128
ベトナム	1,817	2023	2,397	2,567	2,657	84
フィリピン	1,559	1654	1,776	1,827	1,827	0
インド	463	445	688	1,254	1,267	7
中国・台湾	1,026	1108	1,110	1,196	1,223	27
インドネシア	354	528	748	898	1,120	222
パルー	709	707	746	813	,845	76
ネパール	452	517	607	779	855	32
その他	2,070	2,242	2,599	3,087	3,399	312
合計	11,545	12,467	14,169	16,090	16,978	—
(前年比)	△507	922	1,702	1,927	888	—
総人口比率	5.19%	5.61%	6.37%	7.22%	7.65%	0.43%
太田市総人口	222,562	222,196	222,349	222,763	222,049	—
(前年比)	△1,439	△366	153	414	△714	—
国籍数	67	69	75	73	72	△1

☑ 【資料2】太田市の総人口に占める外国人市民の割合

年 度	外国人市民人口（人）	総人口（人）	総人口に占める外国人の割合（%）
R7	16,978	222,049	7.65 %
R6	16,090	222,763	7.22 %
R5	14,169	222,349	6.37 %
R4	12,467	222,196	5.61 %
R3	11,545	222,562	5.19 %

☑ 外国人在留資格別の推移

令和 7 年末現在における 在留資格別 在留外国人数について

在留資格別では、「永住者」が最も多く、次いで「定住者」、「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」、「家族滞在」の順となっています。なお、全国の在留資格別在留外国人数の推移統計では「留学」や「特定技能」の割合が比較的高い一方、太田市では、これらの在留資格の人数は相対的に少なく、地域の産業構造や居住実態を反映した在留資格構成となっています。

【資料 3】在留資格別の推移

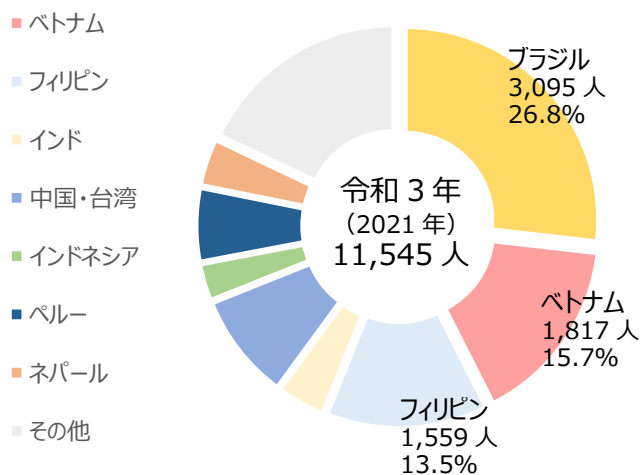
(令和 8 年 3 月末現在)

総数 (人)	在留資格別											特別 永住者
	中長期 在留者	永住者	技術・ 人文知識 国際業務	留学	技能 実習	特定 技能	家族 滞在	定住者	日本人の 配偶者等	特定 活動	その他	
16,978	16,804	4,328	1,777	322	2,203	1,074	1,438	2,827	730	1,363	742	174
構成比 (%)		25.5%	10.5%	1.9%	13.0%	6.3%	8.5%	16.7%	4.3%	8.0%	4.4%	1.0%

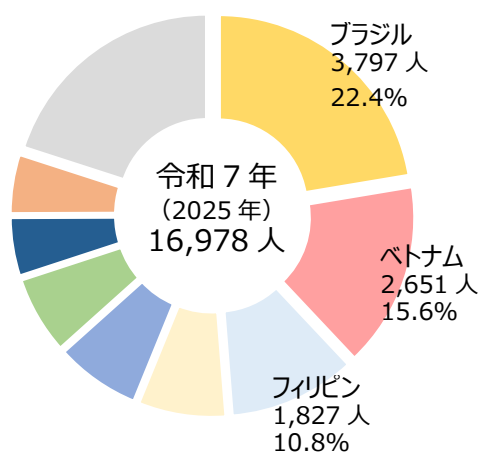
- ・「技能実習」は、技能実習 1 号イ、1 号ロ、2 号イ、2 号ロ、3 号イ及び 3 号ロの合算です。
- ・「特定技能」は、特定技能 1 号及び 2 号の合算です。
- ・「その他」は、技能、永住者の配偶者等、経営・管理、企業内転勤、教育、高度専門職、教授、宗教、文化活動、興行、医療、研究、研修、芸術、報道、介護、法律・会計業務の合算です。

☑ 外国人住民登録者数の推移 (国籍別人口の変遷)

■ ブラジル 在留外国人国籍別人口 (R3)



■ ブラジル 在留外国人国籍別人口 (R7)



Ⅱ 太田市における外国人との共生施策を取り巻く課題

多文化共生事業にかかる課題・懸案事項

① 懸案事項：日本での生活ルール・マナーセミナーについて

令和7年度からの新規事業。業務委託で講師(業者)を選定し事業を実施。

令和8年度以降は、庁内関係部署・関係機関が講師を担当

- ・清掃事業課(ごみ)、交通対策課・太田警察署(交通安全)、危機管理室・環境対策課・消防等(防災・騒音など)
- ・生活に直結するルール・マナー講座を実施

(実施方法)・多文化共生センターに加え、地域への出前講座を実施

- ・行政センター、企業、大学・専門学校等で開催

(目的)・地域ニーズへの対応・地域コミュニティとの交流促進・多文化共生の推進

② 懸案事項：やさしい日本語講習会の今後の展開について

- 1) 窓口担当職員を対象とした「やさしい日本語研修」の内容充実
 - 2) 窓口対応マニュアルや行政案内文書等への「やさしい日本語」の導入
 - 3) 日常的な窓口対応での積極的な活用
 - 4) 全庁への周知方法の検討→新採研修、各階層研修、理解度アップ研修等で実施！
 - ・令和8年度以降は、各地域の要望に合わせて、各行政センター等を会場にするなど、区長会等と連携し、地域コミュニティとの交流促進の場としたい。
- 協力確認書が提出されている企業・団体等から要望を聞き、出前講座等を開催していきたい。

③ 懸案事項：外国にルーツを持つ児童生徒放課後学習支援事業の今後の方向性について

- ・多文化共生センター開設の目玉事業であり、注目度が高い事業である。
- ・担 当：教員 OB (会計年度任用職員)。
指導者：教員 OB、日本語指導資格保持者、バイリンガル教員等 12 名。
- ・担当職員が今年度で退職する可能性があり、後任の選定が必要。
- ・指導者は担当職員の人脈で確保しているため、担当交代に伴い確保が困難となる可能性がある。
- ・事業継続に向け、運営体制や指導者確保の仕組みの見直しが課題。
- ・登録者 48 名(R8.3)に対し出席者が少ない日も多く、マンツーマン指導が常態化し、本来の事業趣旨から離れた塾のような運営となっていることが課題。
- ・費用対効果の観点から、事業内容・実施方法の見直しが必要。

④ 懸案事項：災害時言語ボランティア登録及び養成講座の開催について

- ・災害時言語ボランティア登録につながる養成講座の開催。→R10 で 100 人 (第 3 次総合計画中間目標)
- ・災害時の外国人市民支援を迅速に行うため、ボランティア登録者が活動しやすい体制整備が必要。
→災害時行動(運用)マニュアルの作成、指揮命令系統(危機管理室・社会福祉協議会)の整理が課題。
- ・登録者向けの定期的な養成講座と、市民への参加啓発が必要。
- ・実践的な講座(ロールプレイング等)の要望が多い。
- ・「災害時に何をすればよいかわからない」という登録者の声が多く、役割の明確化が必要。

⑤ 懸案事項：多文化共生センターおおたを拠点とした多文化共生施策の推進、新たな事業の創出について

- ・外国人児童生徒放課後学習支援事業、プレクラス、日本語教室など市と国際交流協会、教育委員会、日本語教室あゆみの会等の国際交流ボランティア団体の拠点として、多文化共生センターおおたを中心に多文化共生の推進を図る。
 - ・多文化共生センターを利用した交流イベント(多文化フェスタ、各種交流事業、防災訓練、文化体験、文化交流)等を開催し、外国人市民と太田市民が交流できる場所としたい。
- 一般の市民には「多文化共生センターおおた」の存在自体があまり知られていない。

Ⅲ 取り組みについて

取り組み内容：日本での生活ルール・マナーセミナーについて

・取組前の問題意識（なぜその取組を実施することになったのか？）

太田市在住・在勤の外国人を対象に、日本の生活ルールやマナーを学ぶ機会を提供することにより、地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、日本人住民との相互理解と地域における多文化共生の促進を目的として開催。

・取組概要

令和 7 年度からの新規事業のため、令和 7 年度は、講師を業務委託で選定し、参加者についても、現在太田市が太田日本語教室「あゆみの会」と協働で開催している日本語教室の受講生を対象として 2 回開催。

- ・ 日程 令和 7 年 12 月 14 日（日）、令和 8 年 3 月 15 日（日）の 2 回開催
- ・ 講師 NPO 法人 ABC ジャパン（業務委託）
- ・ 対象 太田日本語教室あゆみの会受講生
および外国人市民とその支援者（地域住民・ボランティア等）
- ・ 研修内容 ① あいさつ・ことばのマナー
② ごみの出し方・分け方
③ 住まいのマナー（騒音問題・防災等）
④ 公共のマナー
⑤ 医療・行政・地域との関わり

- ・ テキスト 別添資料（一部抜粋）NPO 法人 ABC ジャパンより提供

・取組体制（担当部署、人数、地域国際化協会との関係等）

- ①担当部署：太田市国際課 太田市国際交流協会
- ②取組体制：令和 8 年度取組概要は下記のとおり



令和 8 年度取組概要について

令和 7 年度から開始した新規事業については、令和 7 年度は講師を業務委託により選定し実施したが、令和 8 年度以降は、ごみ分別・排出ルールについては清掃事業課、交通安全については交通対策課及び警察署、騒音問題・防災については危機管理室、環境対策課及び消防本部など、関係部署・関係機関の職員が講師を務め、生活に直結するルールやマナーに関する講座を実施していきたい。

また、会場についても、多文化共生センターのみで実施するのではなく、地域のニーズに応じて出前講座の形式を取り入れ、各行政センター（区長・地域住民）、企業・団体（協力確認書提出）、大学・専門学校（留学生）などで開催できる体制を整備したい。さらに、外国人コミュニティのキーパーソンとの連携を図りながら、日本人と外国人市民が相互に交流し、地域での相互理解や共生意識の醸成につながる事業として展開していきたい。